獨協埼玉中学高等学校後援会奨学金規程(抜粋)

(奨学金の受給資格)

- 第2条 奨学金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
 - (1) 獨協埼玉中学校または獨協埼玉高等学校に在学する生徒であること。
 - (2) 修学の意思がありながら、経済的事由により修学が困難となった者であること。
 - (3) 獨協埼玉中学高等学校応急奨学金を過去18か月の間に受給したことがないこと。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の支給額は、月額30,000円とする。

2 ただし、国の就学支援金受給額、埼玉県私立高等学校等の父母負担軽減事業補助受給額、埼玉県私立中学校等修学支援実証事業補助金受給額、東京都授業料軽減助成金受給額 および本奨学金受給額との合計額が、当該年度の学納金を超える場合は、学納金を上限とする。

(出願)

- 第5条 奨学金の支給を希望する者は次の書類を学校長に提出するものとする。
 - (1) 奨学金願書(所定様式①)
 - (2) 世帯の収入を証明する書類(出願生徒の保護者及びその配偶者の課税証明書または 非課税証明書)
 - (3) その他本校が必要と認める書類
- 2 奨学生に採用されていた者が翌年度に再び出願することを妨げない。

(奨学金の支給)

- 第7条 奨学金の支給期間は、採用が決定した日の属する月の翌月から当該年度の3月までとする。
- 2 奨学金は、採用が決定した日に応じて次の各号のいずれかの月に、奨学金振込口座指 定書(所定書式②)により指定された銀行口座に振込み送金する。
 - (1) 採用が決定した日の属する月の翌月および10月
 - (2) 採用が決定した日の属する月の翌月

(奨学金の打切り)

- 第8条 学校長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を打ち切り、差額分の奨学金の返還を求めることができる。
 - (1) 第2条第1項第2号に該当しなくなったとき。
 - (2) 休学、留学、転学または退学したとき。

(資格取消し)

第9条 奨学生が虚偽の申請をしたことが判明したときは、奨学金受給の資格を取り消し、 奨学金の返還を求めることができる。